

令和7年3月21日

各位

株式会社タイタン
代理人 弁護士法人橋下綜合法律事務所
弁護士 松隈貴史



岐阜県関市の補助金返還トラブルに関する報道について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、一部テレビ報道におきまして、岐阜県関市（以下「関市」といいます。）におけるご当地映画制作の補助金に関するトラブルが報道されました。

当該報道は、あくまでも映画「名もなき池」（通称：モネの池）を制作した会社と関市との間で起きたトラブルを報じたものであり、当社と関市との間で何かトラブルになっているということを報じたものではありませんでしたが、報道の中に当社代表者の名前が大きく使われていたことなどを理由に、一部の視聴者の方の中には当社が本件トラブルの当事者なのではないかという疑問をお持ちになられた方もおられたため、改めてそのような事実はないということを明確にお伝え申し上げます。

当社も関市が募っていた「ご当地映画」制作の趣旨に賛同し、関市による補助金制度を活用させて頂く形で映画「怪獣ヤロウ！」の制作、上映をさせて頂きましたが、現在は126館というご当地映画としては異例の規模での上映もほぼ終了し、関市から当社に対して求められているものについても期限通り滞りなく完了しておりますので、双方共に良好な関係を維持できております。

したがいまして、報道機関の皆様におかれましては、本件トラブルを報道するにあたって当社の名称等を使用される場合、当社と関市との間には何らのトラブルも生じていないという点を視聴者の方に誤解なく伝わる報道を心掛けて頂けますよう、強くお願い申し上げます。

今後とも皆様のご理解ご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具